

# 南島原市 都市計画マスタープラン 【概要版】



令和7年3月

南島原市

章	ページ数
<p><b>序章 都市計画マスタープランについて</b>            計画の背景と目的            計画の位置付け            計画区域            目標年次</p>	1
<p><b>第1章 まちづくりの課題</b>            まちづくりの主要な課題</p>	2
<p><b>第2章 全体構想</b>            まちづくりの基本理念            まちづくりの方針            将来都市構造            分野別の整備方針</p>	2
<p><b>第3章 地域別構想</b>            地域別構想の地域区分            深江・布津地域            有家・西有家地域            北有馬・南有馬地域            口之津・加津佐地域</p>	8
<p><b>第4章 計画の実現に向けて</b>            各種まちづくり手法の活用            計画の推進体制            計画の進行管理</p>	13

# 序章 都市計画マスタープランについて

## ● 計画の背景と目的

現行の南島原市都市計画マスタープラン（以下、「本計画」という）は、平成25年度（2013）を基準として、概ね25年後の令和19年（2037）を目標年次とした計画であり、概ね10年後にあたる中間目標年次を経過している。

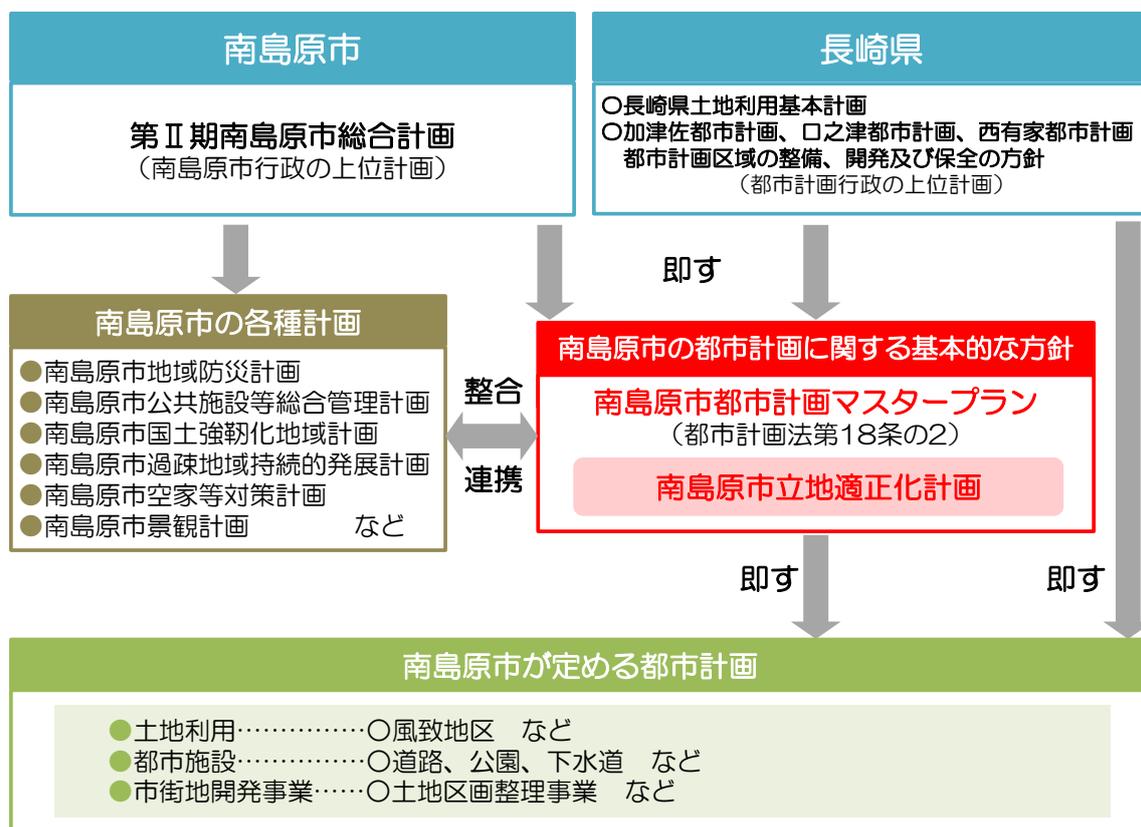
平成25年（2013）以降、本市では、平成30年（2018）に史跡原城跡が世界遺産へ登録されたほか、令和4年（2022）に島原道路が一部供用開始され、令和6年（2024）には島原鉄道跡地に整備している自転車歩行者専用道路が一部開通するなど、本市を取り巻く情勢は変化している。

そのため、上位関連計画の策定等や少子高齢化、人口減少、経済状況等の社会情勢の変化を踏まえながら、今後のまちづくりの基本的な方針を明らかにするため、都市計画マスタープランを改訂する。

## ● 計画の位置付け

本計画は、長崎県が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や本市が策定する「第Ⅱ期南島原市総合計画（以下、「総合計画」という）」等を上位計画としている。

なお、令和7年（2025）に策定する南島原市立地適正化計画は、本計画の一部として取り扱う。



## ● 計画区域

全市的な視点から都市計画の基本方針を定めるものとして、都市計画区域外を含む、市全域を対象区域とする。

## ● 計画期間

本計画の計画期間は令和7年度（2025）～令和26年度（2044）の概ね20年間とする。

# 第1章 まちづくりの課題

## ● まちづくりの主要な課題

### 課題1 暮らしやすく持続可能なまちの実現

- 1 持続可能なまちを実現する多極連携型の都市構造の形成
- 2 まちの拠点の確立
- 3 集落地における住環境の維持

### 課題2 南島原市の活力となる産業の維持・振興

- 1 これまで築いてきたまちの資産の活用
- 2 新たな産業の誘致による働く場所の確保
- 3 産業振興を後押しする道路ネットワークの形成

### 課題3 南島原市を特徴づける自然・景観の保全・活用

- 1 南島原市の特徴的な自然・景観の保全・継承
- 2 豊かな自然と受け継がれる文化を活かした地域の活性化
- 3 脱炭素まちづくりの推進

### 課題4 あらゆる世代が利用できる移動手段の確保

- 1 高齢者等の移動手段の確保
- 2 安全な歩行者空間の確保

### 課題5 安全・安心の確保

- 1 自然災害への備え
- 2 バリアフリーへの対応

# 第2章 全体構想

## ● まちづくりの基本理念

### ■ まちづくりの将来像

これからも 住み続けたい  
住んでみたいまち みなみしまばら

### ■ 基本理念

- (1) 市民の暮らしのニーズに沿った住み続けられるまちづくり
- (2) 地域に誇りと愛着を持ち、魅力を伝えるまちづくり
- (3) 市民と行政が共に取り組むまちづくり

## ● まちづくりの方針

- 1) 住み続けたい、住みたくなるまちづくり
- 2) 賑わいと活力があるまちづくり
- 3) 南島原市らしい自然・景観を守り、活かすまちづくり
- 4) 誰もが移動しやすいまちづくり
- 5) 安全で安心できるまちづくり



# 分野別の整備方針

## 1) 土地利用の方針

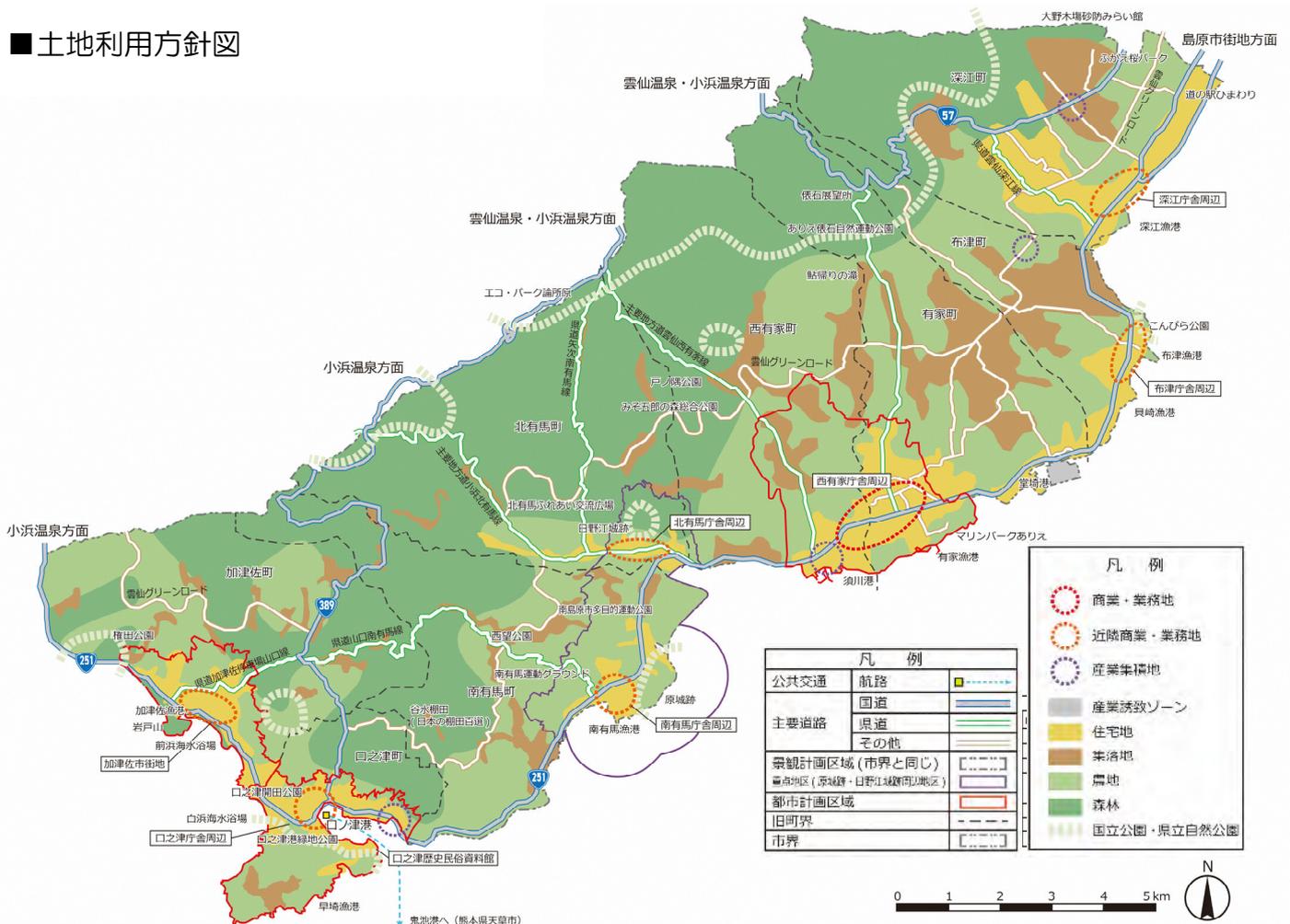
### ○基本的な考え方

- ◎快適で便利な市民生活を送ることができる場として、西有家庁舎及び庁舎を中心とする拠点において、都市機能の維持・誘導を推進するとともに、その周辺に良好な住環境を形成し、コンパクトで利便性の高い居住エリアづくりを目指す。
- ◎本市の雇用と活力を生み出す拠点を目指す堂崎港埋立地については、今後の企業誘致に向けて、計画的な道路等の公共インフラ整備を推進する。
- ◎各拠点の周辺をはじめとする都市的土地利用を推進する区域と、森林及び農地等の引き続き自然的土地利用を保全、継続していく区域の調和を図りつつ、土地利用の混在を防ぎ、メリハリある土地利用を推進する。

### ○整備方針

- ①市民生活を支える都市機能の維持・誘導
- ②雇用と活力を生む魅力ある産業活動の場の形成
- ③安心して快適な定住の場の形成
- ④農地と集落が共生する田園環境の保全
- ⑤実り豊かな美しい農地の保全
- ⑥美しい景観と地域風土を育む森林の保全

### ■土地利用方針図



## 2) 都市施設の整備方針

### (1) 交通施設の整備方針

#### ○基本的な考え方

- ◎産業や観光の振興、市民の移動利便性の向上を目的に、他都市や高速道路への広域的なアクセス性を高める高規格道路の早期事業化を図るとともに、市内の広域幹線道路網の構築に向けて取り組む。
- ◎デマンド型乗合タクシーと路線バスから成る本市の公共交通のそれぞれの利便性向上と乗り継ぎ環境改善を継続的に推進し、若年層や高齢世代の移動利便性の向上に取り組む。
- ◎新たな観光資源として期待される自転車歩行者専用道路の活用に取り組む。

#### ○整備方針

- ①産業・観光や市民生活を支える高規格道路の早期整備（地域交流軸）
- ②都市の骨格を担い周辺都市との連携を支える道路ネットワークの形成（都市連携軸）
- ③周辺都市との交流を支える道路ネットワークの形成（広域幹線道路）
- ④地域間連携を支える道路ネットワークの形成（地域幹線道路）
- ⑤生活に身近な主要道路の整備（その他の幹線道路）
- ⑥細街路の改善
- ⑦歩行者・自転車等が安心して通行できる道路空間の整備
- ⑧誰もが利用しやすい公共交通体系の構築
- ⑨災害時に対応できる様々な交通手段の確保

### (2) 公園・緑地等の整備方針

#### ○基本的な考え方

- ◎地域の価値や多様な交流を生み出す観光拠点施設の整備を推進するとともに、観光・レクリエーション施設を適切に管理、活用し、観光拠点やレクリエーション拠点の魅力向上を図る。
- ◎公園の有する様々な機能を踏まえたうえで、住宅地内において公園を配置するとともに、適切な維持管理を図る。
- ◎観光拠点やレクリエーション拠点をつなぐ水と緑のネットワークを形成する。

#### ○整備方針

- ①魅力向上、交流促進につながる拠点整備
- ②使いやすく魅力ある公園づくり（都市公園等）
- ③身近な公園等の整備・維持管理の推進（その他の公園）
- ④観光拠点・レクリエーション拠点の連携による魅力向上（水と緑のネットワーク軸）

### (3) 河川・下水道の整備方針

#### ○基本的な考え方

- ◎主要河川をまちづくりに活かし、環境保全や治水対策に向けた整備を推進する。
- ◎住環境の向上に向けて、住宅地において下水道接続率の向上を促進するとともに、住宅地以外においては合併浄化槽の設置を促進する。

#### ○整備方針

- ①水辺の自然環境の保全・活用と治水機能の確保
- ②住宅地における下水道の普及促進と維持管理
- ③住宅地以外における浄化槽設置

#### ■都市施設の整備方針図



### 3) 都市環境及び自然環境の整備方針

#### (1) 都市環境の整備方針

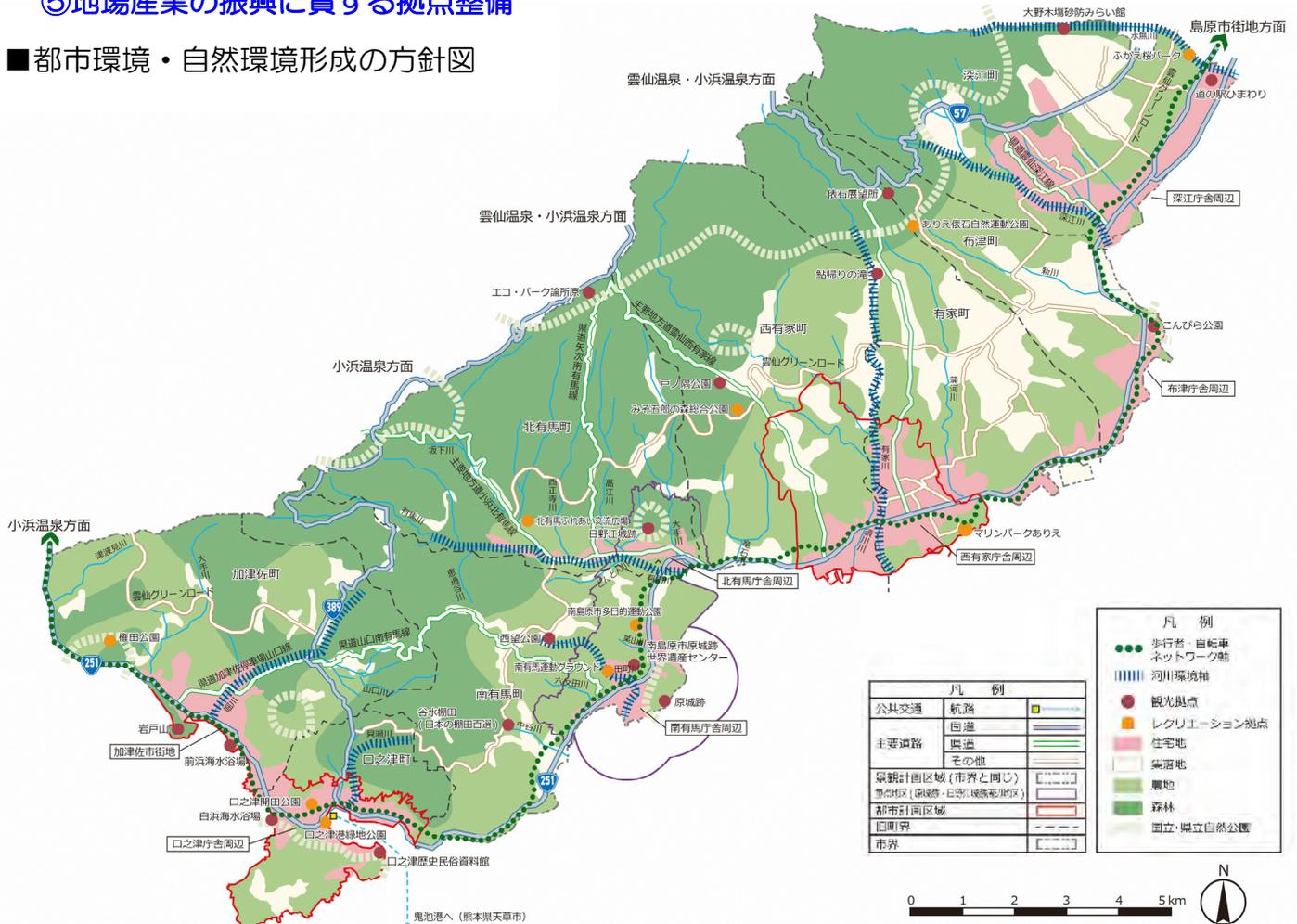
##### ○基本的な考え方

- ◎市街地内において、緑化や親水空間の創出を図るとともに、保全のための活動を推進し、緑と潤いのある住環境を形成する。
- ◎市街地における治安悪化、景観阻害等の要因となる空き家について、老朽危険空き家については除却を推進し、利活用可能な空き家については流通促進と情報提供の取組を推進し、良好な住環境を形成する。
- ◎観光産業、地場産業の振興を後押しするための支援や施設整備を実施し、まちの賑わいを生み出し、活力を高める。

##### ○整備方針

- ①緑豊かな市街地環境の形成
- ②潤いある住環境の創出
- ③既存ストックの利活用
- ④観光産業の発展を後押しする環境づくり
- ⑤地場産業の振興に資する拠点整備

#### ■都市環境・自然環境形成の方針図



#### (2) 自然環境の整備方針

##### ○基本的な考え方

- ◎山間緑地、農地及び砂浜は、本市の個性と魅力を形成する重要な要素であり、保全を図るとともにレクリエーションや体験の場として利活用を推進する。

##### ○整備方針

- ①緑の保全と活用
- ②農地の保全
- ③砂浜の保全

## 4) 景観の形成方針

### ○基本的な考え方

- ◎景観法に基づく「南島原市景観計画」の運用に基づき、本市らしい美しく雄大な自然環境や、特徴的な農地風景を活かした、個性的で魅力ある景観を形成する。
- ◎歴史的資源や人の集まる空間において、良好な景観形成の取組を実施することで、観光や交流、地域振興につながるまちづくりを推進する。

### ○整備方針

- ①雄大な美しい自然景観や農地景観の保全・活用
- ②歴史的資源をアピールできる景観の形成
- ③暮らしの豊かさを感じられる景観の形成
- ④交流と賑わいを生み出す景観の形成
- ⑤多様な景観資源をつなぎ、快適に回遊できる沿道景観の形成
- ⑥市民・事業者・行政の協働による景観形成の推進

## 5) 防災まちづくりの方針

### ○基本的な考え方

- ◎河川改修や建築物の耐震化を推進することで災害リスクの低減を図りつつ、災害発生時に避難場所・避難所としての利用が想定される施設の防災性向上や道路の防災対策等を推進する。
- ◎公共施設や道路等のバリアフリー化を推進し、誰もが利用しやすい公共空間の実現を図る。
- ◎死角や暗い道路、また空き家等を解消することで、防犯性の高いまちづくりを推進する。

### ○整備方針

- ①建築物の耐震化促進
- ②道路や公園の防災機能の向上
- ③小・中学校の防災機能の向上
- ④河川改修等の推進
- ⑤公共施設等におけるバリアフリー化の促進
- ⑥防犯まちづくりの推進

## 第3章 地域別構想

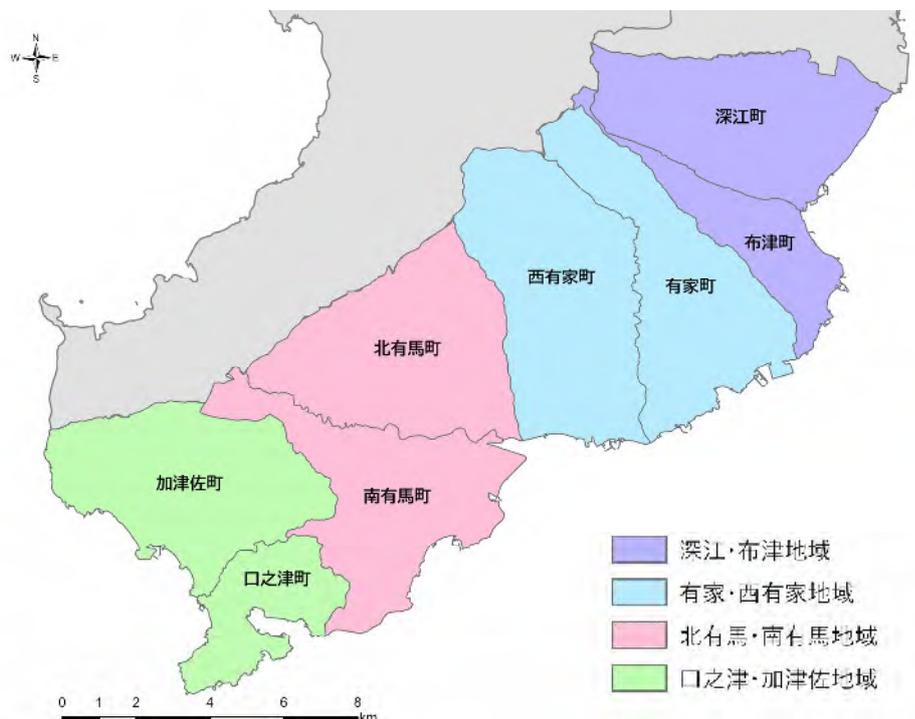
### ● 地域別構想の地域区分

地域別構想は、全体構想を踏まえて作成する。

地域別構想のベースとなる地域区分については、旧8町を次の4つの地域にまとめ、それぞれの資源や個性を活かした魅力あるまちづくりを推進する。

全体構想と同様に、地域別構想においても市全域を対象範囲とする。

#### ■ 地域区分



# ● 深江・布津地域

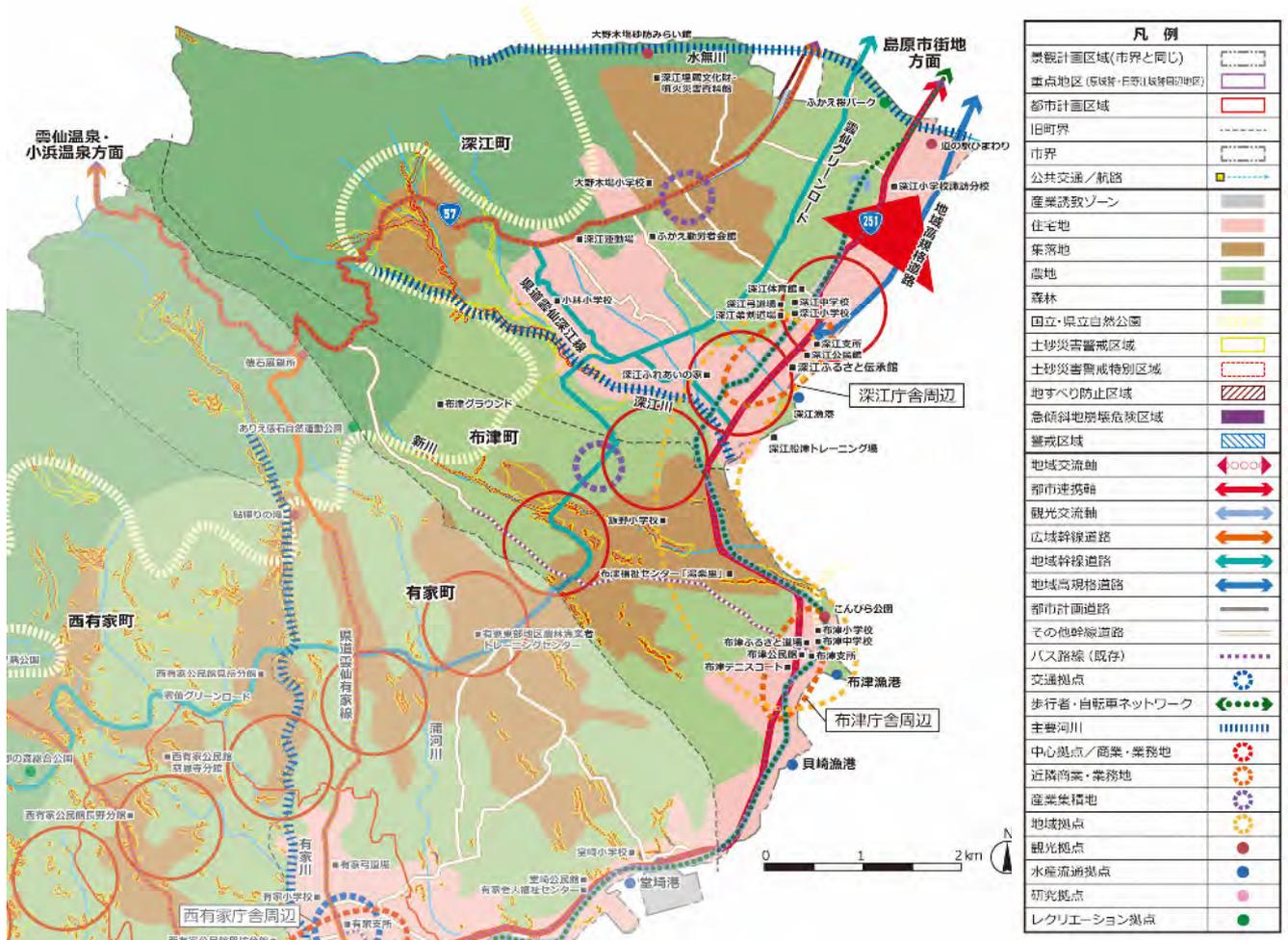
## 1) 将来像

ジオパークの資源と地域に根付いた産業が織りなすまちの魅力を高め  
 周辺地域との交流を牽引する 快適居住の地域づくり

## 2) 基本方針

- 豊かな自然がもたらす営農環境と有明海がもたらす漁業環境によって、地域に根付いた既存産業を土台として、隣接する島原市とのアクセス性を活かし、産業が活発なまちづくりを進める。
- ジオパーク（火山災害の跡）等の豊富な地域資源・観光資源を活用した新たな産業振興や交流促進につながる基盤整備を進める。
- 庁舎周辺に持続可能な生活を支える市街地を形成し、便利で快適に生活できる良好な住環境を整える。
- 自然災害に強く、安全で快適に生活できるまちづくりを進める。

### ■ 地域構想図



土石流被災家屋（ジオサイト）



ふかえ桜パーク



布津福祉センター「湯楽里」

# ● 有家・西有家地域

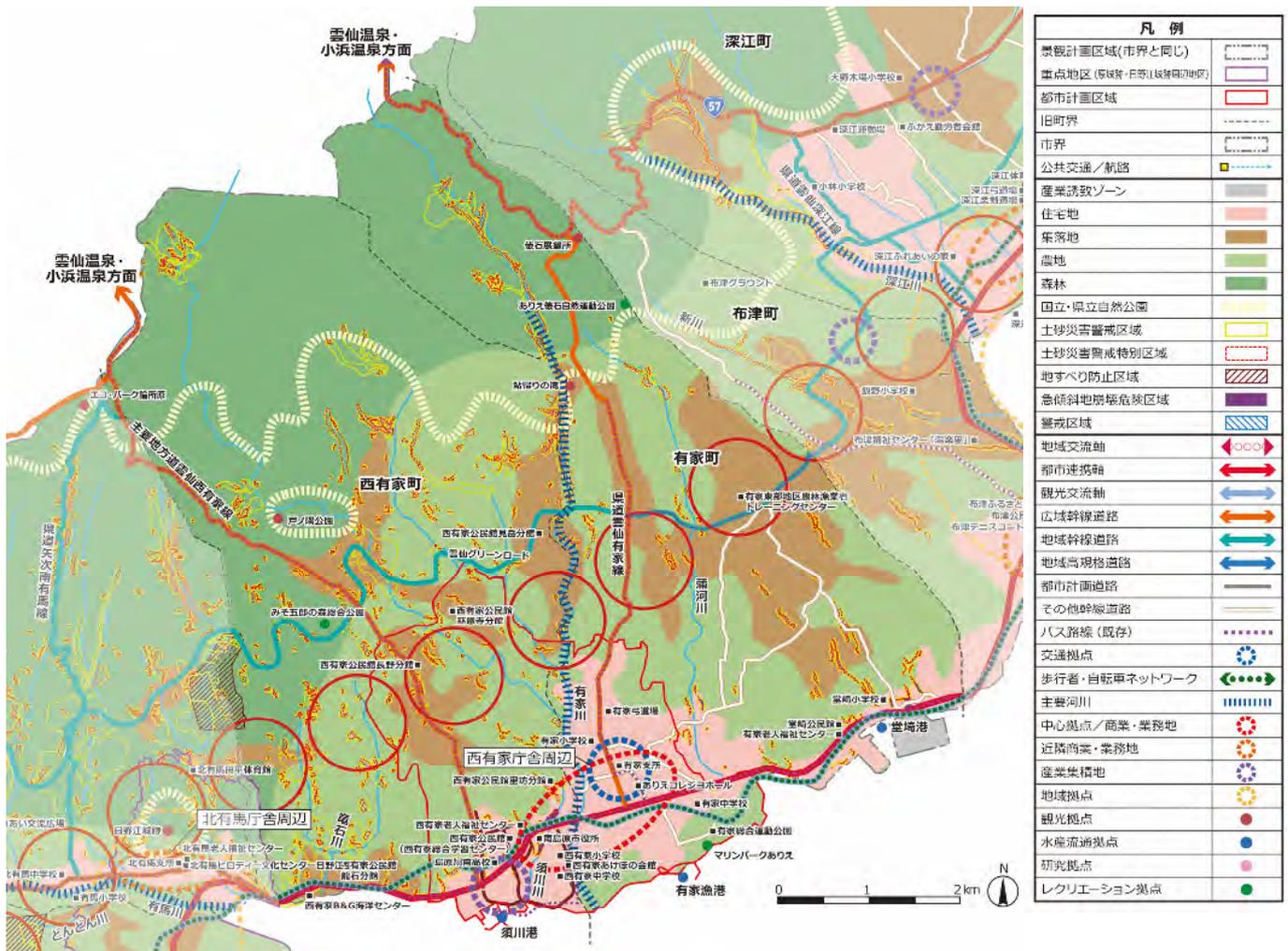
## 1) 将来像

伝統と文化と自然をつないで多面的に人を惹きつけ  
賑わいと活気に満ちた 本市の中心となる先導的な地域づくり

## 2) 基本方針

- 手延べそうめん産業やキリシタンの歴史、蔵のあるまちなみがつくり出す伝統と文化に育まれた営みを守り、育て、人を惹きつける魅力を高めながら、市の中心部として様々な機能を備え、多様な産業活動が盛んな賑わいのある拠点を形成する。
- 市の中心である庁舎周辺に持続可能な生活を支える市街地を形成しながら、便利で快適に生活できる良好な住環境を整える。
- 豊富な自然を守り、産業として活かすことで、誰もがいきいきと暮らせるまちを形成する。
- 自然災害に強く、安全で快適に生活できるまちづくりを進める。

### ■ 地域構想図



吉利支丹墓碑



蔵のあるまちなみ



鮎帰りの滝

# 北有馬・南有馬地域

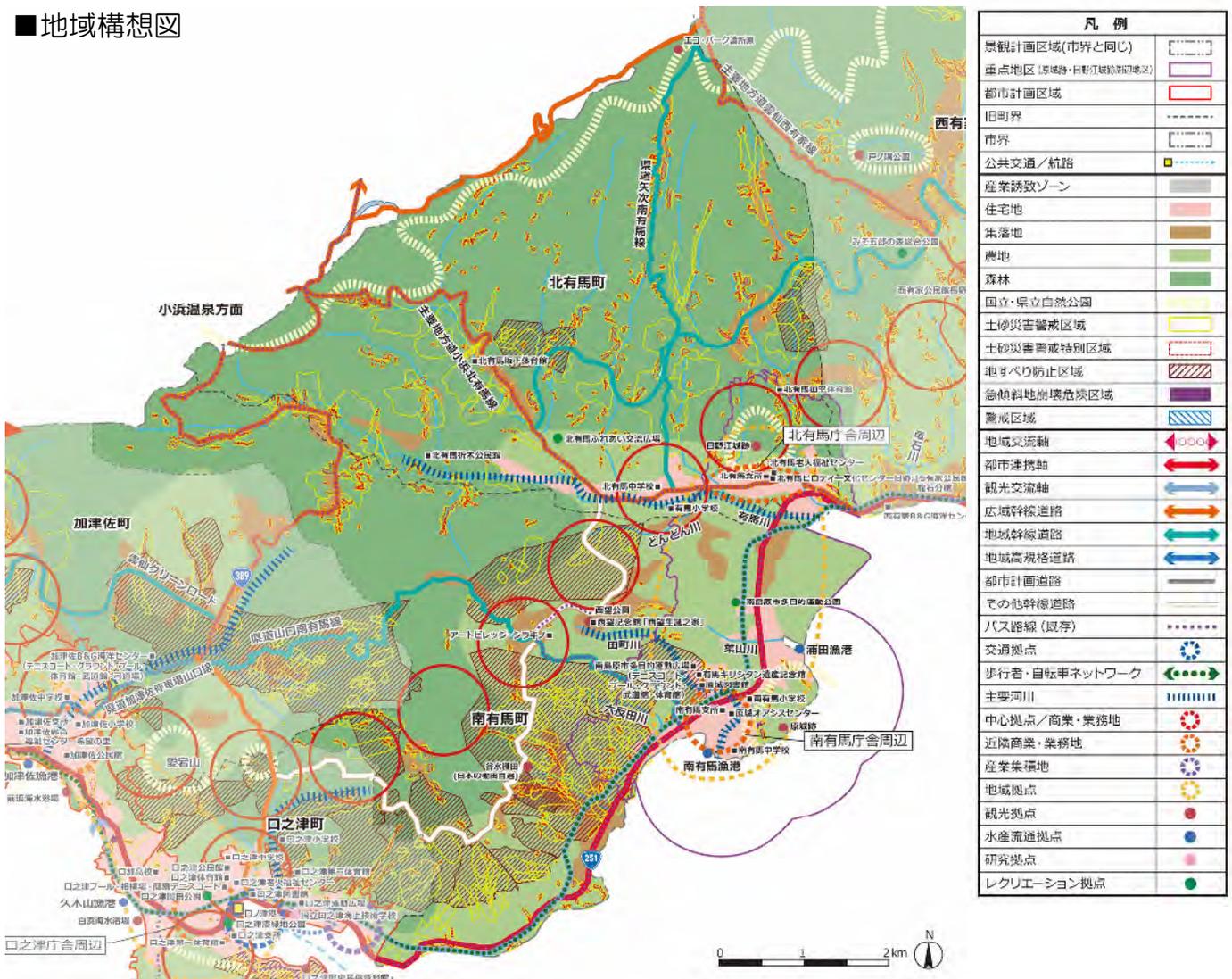
## 1) 将来像

歴史と文化に育まれた世界遺産を有する誇り高きまちとして  
個性と魅力に満ちた 歴史を感じる美しい地域づくり

## 2) 基本方針

- 世界遺産原城跡、日野江城跡をはじめとした歴史資源や周辺の自然環境を守り、活かすことで、個性と魅力にあふれ、世界に誇れるまちを形成する。
- 地域の歴史や文化と地域の営みが調和したまちなみを形成し、訪問者が世界遺産の魅力を満喫できる、美しいまちを形成する。
- 庁舎周辺に持続可能な生活を支える市街地を形成しながら、便利で快適に生活できる良好な住環境を整える。
- 自然災害に強く、安全で快適に生活できるまちづくりを進める。

### ■ 地域構想図



原城跡



原城聖マリア観音



日野江城跡

# ● 口之津・加津佐地域

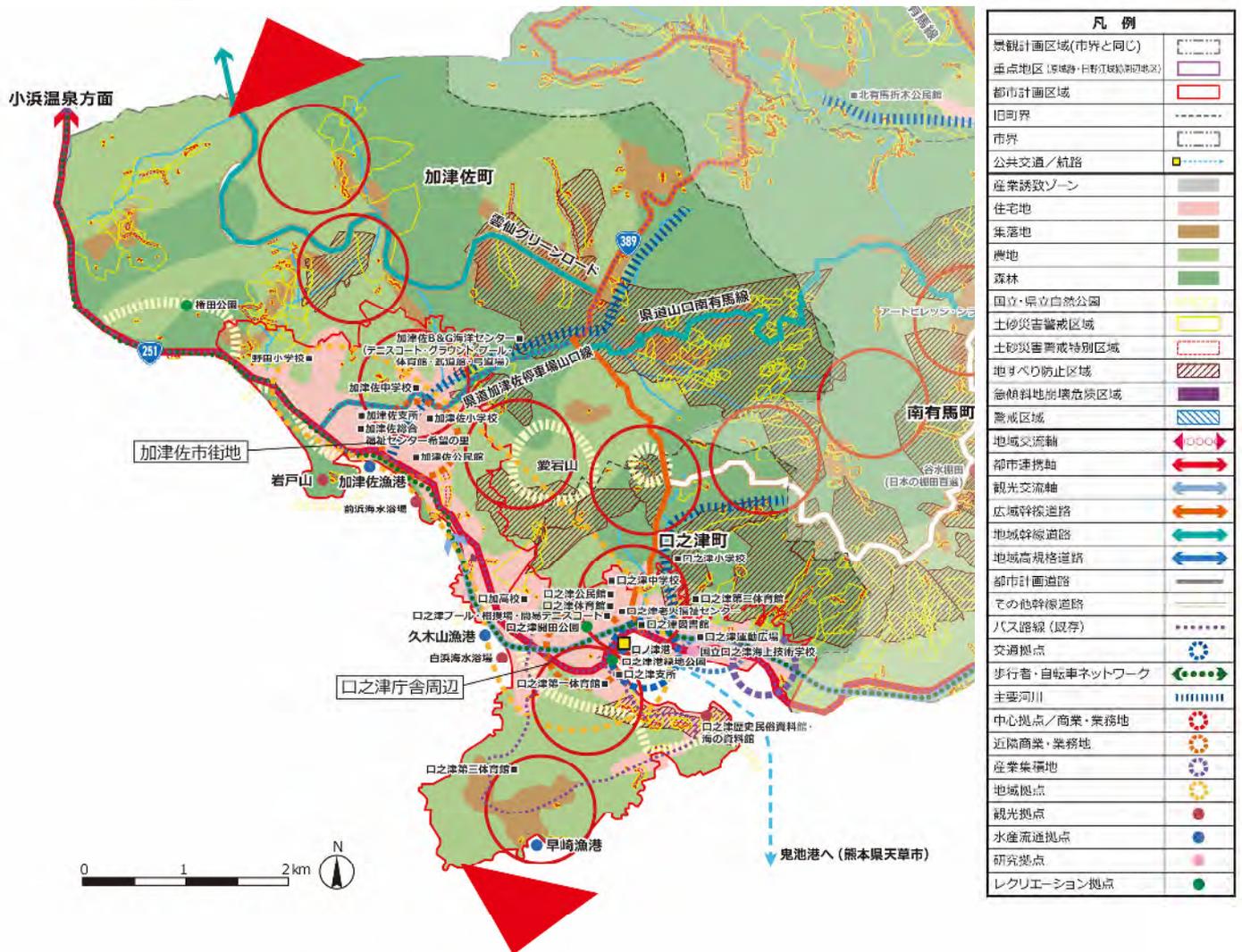
## 1) 将来像

豊かな自然と美しい景観とが調和して観光産業を盛り立て  
海辺に笑顔があふれる 住みよい港町の地域づくり

## 2) 基本方針

- 天草灘海岸線の砂浜等の雄大な自然と美しい景観を保全し、地域資源として活かすとともに、地域に根付いた農漁業産業を土台として、観光産業が活発なまちを形成する。
- 島原半島の南の海の玄関口として歴史ある口ノ津港を起点に、交流・連携を促進し、潤いと賑わいのあるまちを形成する。
- 庁舎周辺や旧町の中心部に持続可能な生活を支える市街地を形成し、便利で快適に生活できる良好な住環境を整える。
- 自然災害に強く、安全で快適に生活できるまちづくりを進める。

### ■ 地域構想図



口之津港ターミナル



白浜海水浴場



両子岩

# 第4章 計画の実現に向けて

## ● 各種まちづくり手法の活用

### 1) 個別計画に基づく具体化

各分野の個別計画に基づき施策、事業を展開していく。本計画と個別計画との連携、調整を図りつつ、必要に応じて個別計画の作成、見直しを行う。

### 2) 景観計画の活用

本市は景観行政団体として、「南島原市景観計画」に基づき、南島原市景観条例を適切に運用することで、本市らしい自然景観や歴史・文化遺産を活かした景観、周辺と調和した市街地景観の創出に向けた景観まちづくりを推進する。

## ● 計画の推進体制

### 1) 行政と市民による協働のまちづくりの体制づくり

地域に根差したまちづくりを実現していくためには、まちづくりの主役である市民や自治会等の地域コミュニティ団体、地域の事業者の参画が必要である。都市計画提案制度や地元説明会の場を活用しながら、各主体が、自らがまちづくりの主体であるという認識を持つとともに、共通の目的意識を持って、役割と責任を担う協働体制を整備する。

### 2) 庁内連携体制

本計画に掲げたまちづくりの実現に向けては、都市計画や都市整備だけでなく、産業、防災、福祉、子育て等の各分野と連携しながらまちづくりの一体性を確保することが必要である。そのため、本計画を庁内の関係部局と共有し、各個別計画との連携を図る。

### 3) 関係機関との連携強化

国、県等が推進する関連計画との連携を図り、総合的なまちづくりを推進する。

分野別の整備方針等に位置付ける施策の推進にあたっては、都市計画分野だけでなく、観光、農業等の多様な分野の関係機関と協力しながら協議、調整を図り、まちづくりを推進する。

## ● 計画の進行管理

本計画は、長期的な視点に基づく本市の都市計画の基本的な方針であり、概ね20年後の都市の姿を展望したうえで方針を設定している。

目標までの中間点にあたる10年後を目途に見直しを実施するものとするが、上位・関連計画の策定等や本市を取り巻く社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを実施する。

今後のまちづくりの進捗については、PDCAサイクルの考え方に基づき、定期的な進捗確認、評価を行い、必要に応じて計画の見直しや改善を検討する。



# 南島原市都市計画マスタープラン 概要版

平成25年3月 策定

令和7年3月 改訂

南島原市 建設部 都市計画課

〒859-2202 長崎県南島原市有家町山川58番地1

電話：0957-73-6677 FAX：0957-82-0240